

「管理者の判断」が全てか 10月5日 13時15分 527号法廷

組合員のみなさん！

齊藤書記長への不当報復処分撤回を求める裁判の第2回口頭弁論が10月5日、13時15分から東京地裁527号法廷で行われます。

この報復処分は、私たちが続けている、働きやすい職場にしようという職場での取り組みや、その取り組みへの共感によって実現した組織拡大に対する報復としてかけられた処分です。齊藤書記長は、その職場の取り組みの最も先頭で頑張っているからこそ、小川助役（当時）が先陣を切って「匂います」と発し「酒気帯び」をでっち上げたのです。

その「酒気帯び」をさらにエスカレートさせ、異例の速さで、減給処分を出しました。しかもその通知書は、労基署もあきれられるデタラメさで、だからこれも異例の「処分通知書の差し替え」を強行したのです。

組合員のみなさん！

いま、職場では所長を先頭にして各科長が競い合って、理不尽で恣意的でそして強権的な社員管理を行っています。その典型は、でっち上げの先陣を切った小川営業科長です。このままでは、報復処分がそうであったように「管理者の判断」が全てで、言いかえれば齊藤書記長が第1回口頭弁論で陳述したように、職場は「管理者がシロと言ったらシロ、クロと言ったらクロ」となり、いま以上に管理者の判断が全てとなり、言うとおりに従わなければ、処分となってしまいます。

これでは、最も大事な業務中に気持ちが悪くなり、安全が保たれなくなってしまう。安全を確保し、お客様へのサービス提供の最前線で奮闘しているのは私たち社員です。決して管理者ではありません。

職場の様々な理不尽に毅然と立ち向かうことをとおして組合員の総力で報復処分撤回裁判に勝利しましょう！